

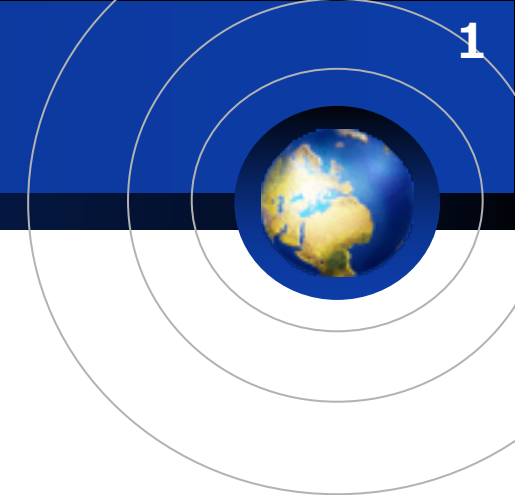
風力発電の長期電源化及び地域共生に向けて



2023年7月27日

一般社団法人 日本風力発電協会
(Japan Wind Power Association)

<https://jwpa.jp>



目次

1. 地域とのコミュニケーション要件（説明会等の事前周知）

論点①：説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

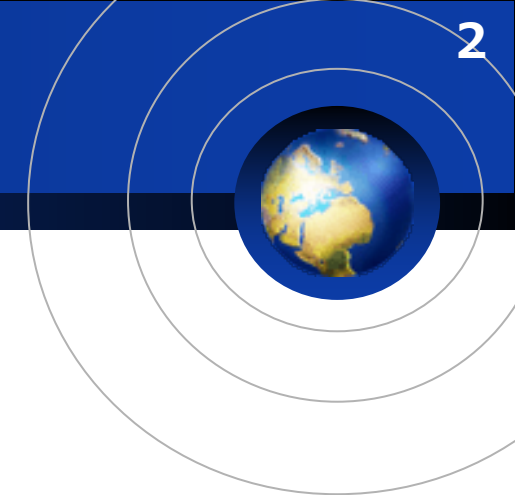
論点②：説明会の内容（説明事項・議事等）

論点③：「周辺地域の住民」の範囲

説明会等の事前周知に関するその他の論点

2. 認定事業者の責任の明確（監督義務）

論点：監督義務の内容・委託先との契約に含めるべき事項等



1. 地域とのコミュニケーション要件（説明会等の事前周知）

論点①：説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

論点②：説明会の内容（説明事項・議事等）

論点③：「周辺地域の住民」の範囲

説明会等の事前周知に関するその他の論点

2. 認定事業者の責任の明確（監督義務）

論点：監督義務の内容・委託先との契約に含めるべき事項等

1. 地域とのコミュニケーション要件（説明会等の事前周知）（1/4）



論点①：説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

- 第7回WGで示された説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲に関する論点と方向性（案）については、基本的な方針・考え方として合理的である。
- FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会をFIT/FIP認定要件としての説明会を行ったものとして取り扱うことについて、大半の風力発電事業がFIT/FIP認定申請前までに説明会を行っているのが実態であり、現実的な措置と考えられるため、この方針で検討を進めていただきたい。

1. 地域とのコミュニケーション要件（説明会等の事前周知）（2/4）



論点②：説明会の内容（説明事項・議事等）

- 第7回WGで示された説明会の内容（説明事項・議事等）に関する論点と方向性（案）について、基本的な方針・考え方としては妥当である。
- 今後の検討において、風力発電事業の計画段階での説明会については、自然環境・生活環境への影響に係る情報が事業計画の確度が高まるにつれて次第に充実していくことに配慮した開催時期及び説明事項等となるように検討いただきたい。
- また、風力発電事業における関係者情報の開示について、保守点検責任者は電気事業法に基づく届出までに選任する必要があるものの、計画段階での説明会の時点では決まっていないことが大半であり、説明会における事業に関する説明と質疑回答の対応（＝地域との対応窓口）は、通常、各事業のプロジェクトマネージャー又はプロジェクト担当者が実施していることに留意して検討を進めていただきたい。
- 説明会の議事（次第・時間設定）について、風力発電事業の計画段階における説明会では、通常、発電事業者等からの説明だけではなく、説明内容や風力発電の一般的事項等に対する参加者からの質問に回答する時間を十分に設けている。そのため、住民の方々がより多く参加しやすく、ある程度長時間となることも想定した開催スケジュールを組むことが多い。

1. 地域とのコミュニケーション要件（説明会等の事前周知）（3/4）



論点③：「周辺地域の住民」の範囲

- 第7回WGで示された「周辺地域の住民」の範囲における論点と方向性（案）について、**基本的な方針・考え方として適当**である。
- 風力発電事業の場合、説明会や事前周知等を行うため、どの地区までの住民の方々に対して通知・案内を配布するのか等について、**事業計画が所在する市町村に相談・確認した上で対応**（必要に応じて都道府県にも相談）することが一般的である。この点、**市町村職員の方々には大事な役割を担っていただいている**ものと認識しており、日頃から相談等に応じられている方々への深謝とともに、全国各地で同様に対応いただけると大変ありがたい。

1. 地域とのコミュニケーション要件（説明会等の事前周知）（4/4）



地域とのコミュニケーション要件に関するその他の論点

- 説明会以外の方法による事前周知について、風力発電事業の場合、市町村が住民の方々向けに発行している広報（紙面又はWeb掲載）を利用させていただくことがよくある。
- 説明会での説明内容について、風力発電事業の場合、通常、早ければ風況調査の着手時から建設工事開始時までの間の各段階にて説明会を複数回開催している。そのうち、環境アセスメント方法書時点での説明内容の例を以下に示す。

<風力発電事業の説明会での説明内容の例：環境アセスメント方法書時点>

- 発電事業者の概要（本社所在地、代表者・役員の氏名、創業年月、主な事業内容、主要株主）
- 発電事業の実績（操業開始済の風力発電事業、風力以外の再エネ発電事業）
- 当該風力発電事業の概要（対象区域、出力規模、事業（操業）期間：図面・イメージ写真を利用）
- 風力発電所の工事の概要（想定する全体工程、土地造成・災害対策工事の例示）
- 環境影響評価について（当該風力発電事業に係る環境影響評価項目、項目ごとの調査・予測内容）
- 生活環境への影響が懸念される事項についての参考情報（騒音、低周波数領域の音、超低周波音）
- よくあるご質問（FAQ：場所選定、健康影響、水環境への影響、自然災害への対策、地域共生策）

1. 地域とのコミュニケーション要件（説明会等の事前周知）

論点①：説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

論点②：説明会の内容（説明事項・議事等）

論点③：「周辺地域の住民」の範囲

説明会等の事前周知に関するその他の論点

2. 認定事業者の責任の明確（監督義務）

論点：監督義務の内容・委託先との契約に含めるべき事項等

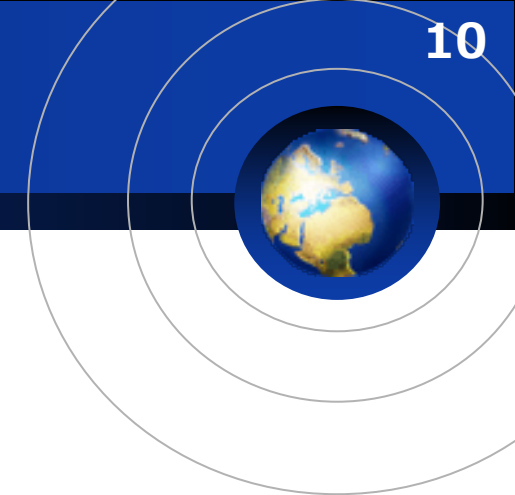
2. 認定事業者の責任の明確（監督義務）

論点：監督義務の内容・委託先との契約に含めるべき事項等

- 第7回WGで示された監督義務の内容・委託先との契約に含めるべき事項等における論点と方向性（案）について、基本的な方針・考え方に賛同する。



< ご 参 考 >



<参考> 日本風力発電協会（JWPA）について

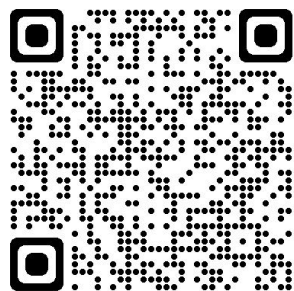
- 沿革
 - 2001年12月17日：任意団体設立
 - 2005年 7月 4日：有限責任中間法人設立
 - 2009年 5月27日：一般社団法人へ移行
 - 2010年 4月 1日：風力発電事業者懇話会と合併
- 会員構成
 - 風力発電に係る全ての業種**541法人・団体**（2023年7月1日現在）
 - 正会員：317 / 賛助会員：203 / 自治体会員：21
 - 風力発電事業者、風車メーカー、風車代理店、風車構成部品メーカー、土木建築、電気工事、輸送建設、メンテナンス、コンサルタント、ファイナンス、保険、風力発電立地自治体（都道府県・市町村、公営企業）など
 - 国内風力発電設備容量の**約90%以上**をJWPA会員がカバー
- ミッション・ビジョン・バリュー
 - <ミッション>
風力発電の普及・拡大を通じて、人々に安心して安定した暮らしを届け、持続可能な社会の実現を目指す。
 - <ビジョン>
脱炭素社会の実現に向け各界の知識、経験、総意を結集して、風力発電の最大限の導入、運用をリードする。風力発電を経済的に自立した主力電源にするとともに、国際的にも競争力のある風力発電産業を構築することを目指す。
2030年に向けて
 - 洋上風力 10GW、陸上風力 26GWの達成
 - 全国規模での系統一体運用の実現
 - 洋上風力関連産業の基盤形成
 - <バリュー>
脱炭素社会の実現に向け各界の知識、経験、総意を結集して、風力発電の最大限の導入、運用をリードする。風力発電を経済的に自立した主力電源にするとともに、国際的にも競争力のある風力発電産業を構築することを目指す。



<参考> JWPA環境・社会行動指針（2023年4月）

「JWPA環境・社会行動指針」

<https://jwpa.jp/information/7486/>



- 「JWPA環境・社会行動指針」を策定し、**2023年4月に公表。**
- 持続可能な社会・脱炭素社会の実現という社会的な要請に応えながら、**環境配慮と発電事業との両立を図り地域社会と共生する風力発電の推進を図る**ため、発電事業者をはじめとするすべての主体が、事業の実施に際して遵守すべき行動規範の理念と項目を定めたもの。

JWPA 環境・社会行動指針

持続可能な社会を実現する風力発電の推進に向けて

はじめに

第1章 基本理念

第2章 取組方針

- (1) 環境への取組
- (2) 社会的課題への対応
- (3) ガバナンスの強化・向上

参考資料

2023 年 4 月

JWPA 一般社団法人 日本風力発電協会

JWPA 環境・社会行動指針

あたって

通じて、人々に安心で安定した
ン（理念）を掲げ、「脱炭素社
最大限の導入、運用をリード
際的にも競争力のある風力発
を掲げています。

偏ることなく、長期的かつ国
策を、責任を持って提案し実
に興味を持ち正しく理解して
持の獲得に努める」、「地域
偏運用を通じて、地域の資源
行動指針のもとに、地域から

やエネルギー安全保障の状況
策として「脱炭素社会の実現」
エネルギーセキュリティの一翼
います。

の実現という社会的な要請に
する風力発電の推進を図るた
、事業の実施に際して遵守す